

# 家畜衛生情報 No.6 令和5年8月8日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹2-1 TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

## 家畜排せつ物を適正に管理しましょう

気温が上がる夏季は家畜排せつ物の管理に伴う水質汚濁・悪臭・害虫に関する苦情が多くなります。

次の点に留意し、排せつ物を適切に管理、利用しましょう。

牛・馬10頭以上、豚100頭以上、鶏2,000羽以上の飼養者は  
家畜排せつ物法により以下の事柄が義務付けられています。

### ◆ 排せつ物の管理について

- ①家畜排せつ物は管理施設で管理する。
- ②施設は定期的に点検し、損傷があればすぐに修繕する。
- ③施設の設備は適切な維持管理を行う。
- ④排せつ物の年間発生量・利用量・処理量を把握するため、  
しっかり記録をつける。

### ◆ 処理施設について

- ①管理施設の床は汚水が浸透しないもの(コンクリートなど)を選び、  
適当な覆い・側壁を設ける。
- ②尿などの液状排せつ物を管理する場合、汚水が浸透しない素材で  
築造した貯留槽を利用する。

- ・畜舎の隅・飼槽・給水器の周りなど、除糞をしっかり行いましょう。  
糞尿をそのままにすると発酵が不十分となり、悪臭の発生源となります。
- ・近隣河川の水質汚濁の防止のため、
  - ①場内排水路の汚泥はこまめに引き上げましょう。
  - ②堆肥等は畑に放置せず適量を使用し、すぐにすき込みましょう。
  - ③堆肥運搬車両は積んだ堆肥がこぼれないよう覆いをつけましょう。

～ご不明点はお問い合わせください！～

つがる家畜保健衛生所(平日 8:30~17:15) 0173-42-2276  
緊急用携帯(平日 17:15 以降、土日祝日) 090-8788-7459